

COPY

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県袖ヶ浦市長浦拓1号30-2

氏 名 エコシステム千葉株式会社

代表取締役 小山 光弘

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日

令和5年8月22日

許可の有効年月日

令和12年8月21日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

焼却による中間処理

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、
- イ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）、
- ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）、
- エ 感染性産業廃棄物、
- オ 特定有害産業廃棄物（鉱さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、
廃アルカリに限り、含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする。)

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙2、3、4、5、6及び7のとおり

(続 く)

(許可証の続き)

3 許可の条件

- (1) その他の物と共用で使用する保管施設においては、特別管理産業廃棄物処分業許可申請書に添付した保管・調合施設の運用計画（以下「保管・調合施設の運用計画」という。）のとおり実施することにより、保管する特別管理産業廃棄物がその他の物と混合しないよう保管すること。
- (2) その他の廃棄物と混合して保管する特別管理産業廃棄物については、廃棄物処理委託契約書において、「他の廃棄物との混合等により生じる支障に関する事項」について確認し、その混合に伴い有害ガスの発生等性状の変化が懸念される廃棄物を受け入れる場合には、受入れの都度、当該保管施設に存在する特別管理産業廃棄物と混合試験を行い、事前に支障が生じないことを確認すること。
- (3) 廃棄物の調合施設において、廃棄物の処理を行う間は、保管・調合施設の運用計画のとおり実施することにより、生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (4) 廃棄物処理施設の運転管理に当たっては、適正な維持管理を行うため、維持管理マニュアルを整備するとともに職員の研修を定期的に行うこと。

4 許可の更新又は変更の状況

平成 5 年 6 月 18 日 新規許可
令和 5 年 8 月 22 日 更新許可（優良認定）
令和 5 年 10 月 19 日 変更届（保管施設の変更）
令和 7 年 5 月 9 日 変更届（保管施設の変更）
令和 8 年 5 月 11 日 変更届（代表者の変更）

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)



許可証別紙1

特定有害産業廃棄物の種類

(産業廃棄物のうち下表○の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)

有害物質\産業廃棄物	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃剤
水銀又はその化合物	○	○			○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○		○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○		○	○	○
有機燐化合物					○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○
シアン化合物					○	○	○
P C B					—	—	—
トリクロロエチレン				○	○	○	○
テトラクロロエチレン				○	○	○	○
ジクロロメタン				○	○	○	○
四塩化炭素				○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン				○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン				○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン				○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン				○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン				○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン				○	○	○	○
チウラム					○	○	○
シマジン					○	○	○
チオベンカルブ					○	○	○
ベンゼン				○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○		○	○	○
1, 4-ジオキサン		○		○	○	○	○
ダイオキシン類		○	○		○	—	—

(以下余白)



許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
焼却施設 (施行令第7条第3号、 第5号、第13号の2) (変更許可： 平成19年3月30日、 第18-2-229号)	燃え殻 240t/日 (10t/時×24時間) 汚泥 197t/日 (8.21t/時×24時間) 廃油 209t/日 (8.71t/時×24時間) 廃酸 210t/日 (8.75t/時×24時間) 廃アルカリ 210t/日 (8.75t/時×24時間) 鉍さい 240t/日 (10t/時×24時間) ばいじん 240t/日 (10t/時×24時間)	1	千葉県袖ヶ浦市 長浦字拓1号 1番51、1番132 (1号炉)
廃油保管タンク (T-901)	140m ³	1	
廃油保管タンク (T-902)	100m ³	1	
廃油保管タンク (T-904)	50m ³	1	
廃油調合タンク (T-906A、T-906B)	60m ³	2	
廃アルカリ保管タンク (T-103、T-107)	60m ³	2	
廃アルカリ保管タンク (T-104)	600m ³	1	
廃アルカリ調合タンク (T-101、T-102)	130m ³	2	
処理前廃棄物保管施設	1,089m ² 1,210m ³	1	
	460m ² 511m ³	1	
	150m ² 166m ³	1	
	30m ² 50m ³	1	

(以下余白)



許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理前廃棄物保管施設	254m ²	1	千葉県袖ヶ浦市 長浦字拓1号 1番51、1番132 (1号炉)
	282m ³		
	200m ²	1	
	456m ³		
処理前廃棄物調合ピット	58m ²	1	
	132m ³		
	50m ²	1	
	150m ³		
廃酸保管タンク (T-201)	20m ³	1	
廃酸保管タンク (T-202)	50m ³	1	
特定有害産業廃棄物 (ダイキシン類)保管施設	5.0m ² 5.5m ³	1	
感染性廃棄物保冷库	2.7m ² 5.4m ³	1	
処分後の燃え殻保管施設	200m ² 456m ³	1	
処分後のばいじん保管施設 (フレコン)	414m ² 688m ³	1	

(以下余白)



許可証別紙4

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
焼却施設 (施行令第7条第3号、 第5号、第13号の2) (平成19年3月30日、 第18-1-227号)		燃え殻 600t/日 (25t/時×24時間) 汚泥 396t/日 (16.5t/時×24時間) 廃油 238t/日 (9.92t/時×24時間) 廃酸 432t/日 (18t/時×24時間) 廃アルカリ 432t/日 (18t/時×24時間) 鉍さい 600t/日 (25t/時×24時間) ばいじん 600t/日 (25t/時×24時間) (平成21年2月12日)	1	千葉県袖ヶ浦市 長浦字拓1号 30番2、30番3、 30番4、30番5 (2号炉)
	前処理施設	鉍さい 284t/日 (11.85t/時×24時間) (平成21年2月12日)	1	
	破砕施設	鉍さい 240t/日 (10t/時×24時間) (平成21年2月12日)	1	
	廃アルカリ保管タンク (TK9129A)	100m ³	1	
	廃アルカリ調合タンク (TK9124A)	150m ³	1	
	廃アルカリ調合タンク (TK9124B)	150m ³	1	
	廃アルカリ調合タンク (TK9125)	300m ³	1	
	廃アルカリ調合タンク (TK9126)	300m ³	1	
	廃アルカリ調合タンク (TK9127)	300m ³	1	
	廃アルカリ調合タンク (TK9129B)	100m ³	1	

(以下余白)

許可証別紙5

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
No. 1 固形物調合ピット	40m ² 250m ³	1	千葉県袖ヶ浦市 長浦字拓1号 30番2、30番3、 30番4、30番5 (2号炉)
No. 2 固形物調合ピット	40m ² 250m ³	1	
No. 3 固形物調合ピット	77m ² 480m ³	1	
No. 4 固形物調合ピット	77m ² 480m ³	1	
No. 5 固形物調合ピット	26m ² 160m ³	1	
No. 6 固形物調合ピット	26m ² 160m ³	1	
No. 7 固形物調合ピット	51m ² 315m ³	1	
No. 8 固形物調合ピット	51m ² 315m ³	1	
No. 9 固形物調合ピット	26m ² 160m ³	1	
No. 10 固形物調合ピット	26m ² 160m ³	1	
No. 11 固形物調合ピット	26m ² 160m ³	1	
廃油保管タンク (TK9111A、TK9111B)	25m ³	2	
廃油保管タンク (TK9112A、TK9112B、TK9112C)	50m ³	3	
廃酸保管タンク (TK9211、TK9212、TK9213)	30m ³	3	
酸性廃油保管タンク (TK9311)	30m ³	1	
酸性廃油保管タンク (TK9312A、TK9312B、TK9312C)	33m ³	3	

(以下余白)



許可証別紙6

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
固形物保管ヤード (No. 1 ヤード-1)	114m ² 423m ³	1	千葉県袖ヶ浦市 長浦字拓1号 30番2、30番3、 30番4、30番5 (2号炉)
固形物保管ヤード (No. 1 ヤード-2)	115m ² 425m ³	1	
固形物保管ヤード (No. 1 ヤード-3)	114m ² 423m ³	1	
一般立体倉庫	440m ² 1,862m ³	1	
危険物立体倉庫	176m ² 678m ³	1	
危険物立体倉庫 (増築分)	179m ² 684m ³	1	
処理前廃棄物保管施設	236m ² 262m ³	1	
	175m ² 194m ³	1	
	189m ² 210m ³	1	
	257m ² 286m ³	1	
	300m ² 333m ³	1	
感染性廃棄物保冷库	1m ³	1	
処分後の燃え殻保管施設	80m ² 209m ³	1	
	48m ² 121m ³	1	
	48m ² 121m ³	1	
	14m ² 27m ³	1	
	40m ² 106m ³	1	
	40m ² 106m ³	1	

(以下余白)



許可証別紙 7

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処分後のばいじん保管施設	37 m ² 94 m ³	1	千葉県袖ヶ浦市 長浦字拓1号 30番2、30番3、 30番4、30番5 (2号炉)
	37 m ² 94 m ³	1	
	37 m ² 94 m ³	1	
	45 m ² 108 m ³	1	

(以下余白)

